

**令和7年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨**

1. 日 時 令和7年6月19日（木）13：48～14：10

2. 場 所 福岡県自治会館2階 大会議室

3. 出席者

(1) 委員 井上委員（会長）、塚本委員、豆田委員

(2) 事務局 末永事務局長、白敷事務局次長、平木総務課長ほか

4. 議事の要旨

(1) 開会

(2) 職員紹介

(3) 報告事項

令和6年度における情報公開条例及び個人情報保護法施行条例・議会の個人情報の保護に関する条例等の運用の状況について

○事務局 （資料1に基づき説明）

○委員 情報公開請求について、6年度は0件ということだが、ここ数年ではどれくらいあったのか教えていただきたい。

○事務局 まず、公文書に対する開示請求は、昨年度は0件となっている。過去で言うと、平成30年度に1件、令和元年度に1件、令和3年度に4件、令和4年度に2件、令和5年度・6年度は0件。請求の内容としては、後期高齢者医療の制度的な内容、例えば被保険者証の交付状況や手当の支払状況等に対する開示請求がある。

個人情報の開示請求は毎年コンスタントに請求がある。請求の理由までは直接お聞きしていないが、死者情報の開示請求については、おそらく相続の関係で請求をされているのではないかと思う。

○委員 部分開示になった件について、部分開示になった部分というのは、療養費の支給を受け取った方と別の方が開示請求をされたから、ということか。

○事務局 亡くなった方にAさんとBさんというお子さんがいて、Aさんが亡くなった親御さんの情報開示請求をした。開示する文書に、亡くなった方と、給付金等を受け取ったBさんの情報があり、個人情報保護の制度上、Bさんの情報は開示の対象外であるので、Bさんの個人情報にあたる部分は不開示という対応となった。

○会長 死者情報について、法律上、死者情報は個人情報として扱わないという

ことになっているが、自治体の各々の条例で死者情報の開示を請求できるよう規定しているところも多い。今回の内容はお子さんやお孫さんからの請求が多いが、広域連合の条例では相続人等に限定をしているのか、それともたまたま請求してきた方がそういった方たちだったのか。

**○事務局** 私共では死者情報の取扱いについて要綱を定めており、請求できる方を限定している。具体的には、配偶者、2親等以内の血族、当該死者の相続人である方としている。

**○委員** 「介護保険制度は本広域連合の所管ではないため、不存在とした」という件について、所管外のところに問い合わせが来たときに、「不存在」だけでは問い合わせをした方は分からないのではないかと思うが、どのように対応しているか。

**○事務局** 本件については、不存在通知を送付する際に、介護保険制度については介護保険広域連合へ問い合わせをするよう案内をしている。

(4) その他  
なし